

コロナ危機を 乗り越えよう！



コロナ危機対策制度

紹介パンフレット

(第1版 2020年5月11日発行)

吹田民主商工会



吹田市川園町 20-1 TEL 06-6383-2211

当面の事業資金を確保したい

日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付

対象要件 新型コロナウイルス感染症の影響のため、最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少

融資限度額 6,000万円（別枠）

利率（年）ただし、3,000万円を限度として融資後3年目までは
基準利率（1.36～1.65%）-0.9%、4年目以降は基準利率

実質無利子 融資後3年間の支払利息の補給金あり

既往債務の借換も実質無利子の対象に

ご返済期間 設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内）

運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）

担保 無担保



大阪信用保証協会 新型コロナウイルス感染症対応資金（保証料等補助型）

融資対象 新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた方

融資限度額 3,000万円 融資期間 10年以内（据置5年以内）

資金使途 運転資金・設備資金 融資利率 年1.2%（固定）※1

※1 売上高▲15%以上、または個人事業主（小規模企業者に限る）で売上高▲5%以上の方は当初3年間無利息

実質無利子 融資後3年間の支払利息の補給金あり

既往債務の借換も実質無利子の対象に

保証料 0.85% ※2 ※3

※2 経営者保証免除対応適用の場合は0.2%上乗せされます。

※3 売上高▲15%未満の方は保証料1/2、売上高▲15%以上または個人事業主（小規模企業者に限る）で、売上高▲5%以上の方は保証料なし



相談・申込先 取扱金融機関

小規模企業共済加入者には無利子融資制度

小規模企業共済制度 特例緊急経営安定貸付等

貸付限度 2,000 万円

(ただし、契約者が納付した掛金の総額の 7～9 割の範囲内)

貸付利率 無利子

償還期間 貸付金額 500 万円以下の場合は 4 年 (据置期間 1 年を含む)

貸付金額 505 万円以上の場合は 6 年 (据置期間 1 年を含む)

償還方法 6 か月ごとの元金均等割賦償還

担保保証人 不要

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより最近 1 か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5 % 以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方

共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

令和 2 年 4 月 7 日時点で契約者貸付を受けている方は、延滞利子を約定償還期日から 1 年間免除いたします。なお、約定償還期日が令和 2 年 3 月 1 日以降の借入れが対象となります。

条件変更や借入の相談を金融機関にしたい

政府 (経産省・金融庁) より

政府系と民間の金融機関から事業者への積極的な支援として

- 事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談
- 経営の継続に必要な資金の供給
- 既存融資の条件変更

などの要請がされています。

給付制度

売上半減で申請できる給付制度

持続化給付金

申請ページ➡



支給金額 法人 200 万円 個人事業主 100 万円

支給限度 前年の年間売上 - (売上が 50%以上減少の任意の月 × 12)

※ 任意の月とは 2020 年 1 月～12 月のうち申請者が選択した 1 ヶ月のこと

申請期限 2021 年 1 月 15 日

申請方法 インターネット（スマートフォン可） もしくは 特設の相談窓口

必要書類 ① 確定申告書

(法人 別表 1-1・法人事業概況説明書)

(個人 確定申告書 B 第一表・青色申告のみ青色決算書)

② 売上減少となった月の売上台帳の写し

③ 通帳写し（金融機関・支店・口座番号のわかるページ）

④ (個人事業主のみ) 身分証明書の写し（免許書・保険証等）

緊急事態宣言による

大阪府の要請に応じて休業・時短営業に

大阪府休業要請支援金

支給金額 中小企業（法人）100 万円 個人事業主 50 万円

申請期限 2020 年 5 月 31 日まで



(1) 大阪府内に主たる事業所を有していること。

中小企業：本社が大阪府内にあること。個人事業主：事業所が大阪府内にあること。

(2) 大阪府の「施設の使用制限の要請等」を受け、令和 2 年 4 月 21 日から 5 月 6 日までの全ての期間において、支援金の対象となる施設を全面的に休業する、当該施設の運営事業者であること。（食事提供施設の運営事業者は、営業時間を午前 5 時から午後 8 時までの間へと短縮する等の協力を行った場合のみ）

(3) 令和 2 年 4 月の売上が前年同月対比で 50%以上減少していること。

必要書類 確定申告書・店舗の写真（外観・内観・看板）・本人確認書類・営業の許認可証

今年 4 月と昨年 4 月の売上台帳・振込先が分かる通帳のページ・賃貸契約書

郵送先 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋 2 番 5 号 マイドームおおさか内

休業要請支援金（府・市町村共同支援金）申請事務局

給付制度

売上減少や休業要請で従業員を休業させた場合

雇用調整助成金

生産性の低下により労働者を一時的に休業させた場合の休業補償を助成
助成率 中小企業 3/4

コロナ特例で解雇を行わない場合 休業補償の 60%までは 9/10
休業補償の 60%を超える部分については 10/10

さらに都道府県から緊急事態宣言により休業要請のあった施設で給与を全額補償し、それが日額 8,330 円を超える場合は 10/10
(ただしいずれも一人当たり日額上限 8,330 円※です)

※ 政府で日額の上限金額引き上げが検討されています

要件 事業所の生産性(売上等)が5%以上減少していること
雇用保険適用事業所であること

要件の緩和 4月1日から6月30日まで休業計画書の事前届出は不要
雇用保険の被保険者ではない(パート等)も対象に
申請書の記載事項が大幅に簡略化

申込先: 大阪労働局助成センター (大阪市・吹田市以外は各ハローワークでも)
大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通 FN ビル 9 階 TEL 06-7669-8900)

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

支給額 休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給額は 8,330 円を日額上限とする。



適用日 2020年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※2020年4月1日～6月30日の休暇等も支援予定

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主

① 新型コロナウイルス感染症による臨時休業等をした小学校等(※)に通う子ども

② 新型コロナウイルスに感染した等のため小学校等を休む必要になった子ども

※小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(全ての部)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

フリーランス等の助成制度(日額 4,100 円)もあります

当面の生活資金に困っている



緊急小口資金（社会福祉協議会）

貸付額 10 万円（個人事業主特例 20 万円）

返済 2 年（うち据置最長 1 年） 利息・保証人不要

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等により収入の減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付制度です。世帯員にコロナの影響で減収した個人事業主等いる場合は貸付金額が 20 万円となる特例があります。

総合支援資金（社会福祉協議会）

貸付額 20 万円（単身世帯 15 万円）×3 か月

据置期間 1 年以内 償還期限 10 年以内 貸付利子 無利子

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し 3 か月間の生活資金の貸付が受けられます。自営業者でも利用できます。

※ 緊急小口資金・総合支援資金併せて **80 万円まで**借入できます。ともに今回の特例措置では償還時において、なお所得減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとされています。

相談先：吹田市社会福祉協議会 06-6339-1205

吹田市出口町 19-2 吹田市立総合福祉会館内

減収で住宅の家賃が払えない



住宅確保支援金（生活困窮者自立支援センター）

世帯人数・給付額 1 人・3.9 万円 2 人 4.7 万円 3 人以上 5.1 万円

要件 ① 離職・廃業もしくは休業等で減収し同程度の状態

申請時の預貯金が 1 人世帯 50.4 万円 2 人世帯 78 万円 3 人世帯 100 万円以下であること。

期間 原則 3 か月まで（最長 9 か月まで）

※ 給付制度ですので、償還の必要はありません。

その他

新型コロナウイルスに

感染もしくは疑いで仕事を休んだ



傷病手当金 給付額 4日目以降の休業について賃金の2/3が給付

新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができず、給与の全部または一部を受けることができない場合（発熱などの症状で感染の疑いがあり、医療機関で診療を受けられなかった場合は勤務先の証明で受給できます）＜現在個人事業主についてはこの制度の適用はありません。国に対して財源の要求が必要です＞

- | | | |
|-----------|---|-----------------|
| 申請先 協会けんぽ | ➔ | 勤務先に申請 |
| 吹田市国民健康保険 | ➔ | 収入証明を受けて吹田市に申請 |
| 後期高齢者医療制度 | ➔ | 収入証明を受けて広域連合に申請 |

休業中のカラオケ等著作権使用料免除（JASRAC）

営業日数に応じて免除されます（1週間単位）

今般のコロナの影響の場合は特例として事後申請ができます

F A X（06-6222-8260）もしくは JASRAC 申請ページ➔



大学などの奨学金制度（日本学生支援機構）

新型コロナウイルスの影響による特例があります。

詳しくは大学・学校までお問合せください。 詳細のページ➔

また独自で学生支援の給付を行っている大学もあります。

※ 政府でバイトなどが休業・解雇で減収した学生への給付制度が検討中



生活保護制度（吹田市役所生活福祉課）

事業を続けながらも利用できます。利用中は事業収支の報告が毎月必要です。

新型コロナウイルス感染症の事態が収束後に収入の回復が見込める自営業者には、所有している営業用の車両などの資産の売却や廃業を求める転職指導は行わないことが政府より通知されています。

誰でも受け取れる給付制度

(2020 年 4 月 27 日に住民基本台帳に記録されている者)

特別定額給付金 給付額 1 人当たり一律 10 万円

※ マイナンバーカードがなくても申請可能。

申請方法 郵送方式 → 吹田市では 5 月末までに郵送で申請書が届きます

オンライン方式 → マイナポータルから申請手続き

必要書類 振込を希望する通帳の 1 ページ目の写し

本人確認書類 (運転免許証・健康保険証など) の写し



売上減少で国税・住民税・保険料が払えない

納税の猶予 (国税・住民税・固定資産税など共通)

無担保・延滞税なしで、1 年間納税猶予

2020 年 2 月から納期限までの一定の期間 (1 か月以上) において、事業収入が減少 (前年同期比概ね 20% 以上) していること。

国税は国税局猶予相談センターで電話相談後、郵送申請もできます。

国民健康保険料 コロナ対応減免

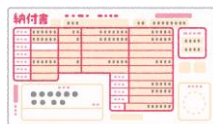
個人事業主等で前年と比較して売上が 30% 以上減収している

前年所得が 1000 万円以下・事業所得以外の所得が 400 万円以下

国民年金保険料 免除の臨時特例

対象保険料 2020 年 2 月～6 月分まで

2020 年 2 月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により免除対象水準まで減収していること



<検討中> 政府による家賃補助 特別家賃支援給付金

売上などの収入が一定割合減少した自営業者に対して、政府系金融機関が一時的に無担保・無利子で貸付を行い、その後家賃の半年間の家賃の 3 分の 2 の給付 (月額上限 法人 50 万・個人事業者 25 万円) が検討されています。